

## 4. 千葉県建築基準法施行細則(抜粋)

(建築設備等の指定及び定期報告)

第13条 法第12条第3項の規定により指定する建築設備は、次の各号に掲げる建築設備（一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）とする。

- 一 エレベーター（積載荷重が1トン以上のもので、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第一、第一号から第五号まで(H-1ページ)に掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のために乗り込むものを含む。)を除く。)
  - 二 エスカレーター
  - 三 小荷物専用昇降機
  - 四 イ～ニ（省略）
- 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。)
  - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
  - 三 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔、その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの。
- 3 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。
- 一 第1項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第12条第3項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法7条の2第5項(法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間)・・・昇降機
  - 二 この項省略
  - 三 前項一号に掲げる昇降機等 毎年3月1日から末日までの間・・・・昇降機等
  - 四 前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。)  
法第12条第3項の規定による報告を行った日から1年の間（最初に行う報告にあつては、法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間)
  - 五 前項第二号及び第三号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間
- 4 省令第6条第3項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前2月以内（第2項第二号及び第三号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると知事が認めるものにあつては、報告の日前1年以内）に検査し、作成したものでなければならない。
- 5 建築設備等を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備等変更(廃止・休止・再開)届(E-7ページ)を知事に提出しなければならない。

以上